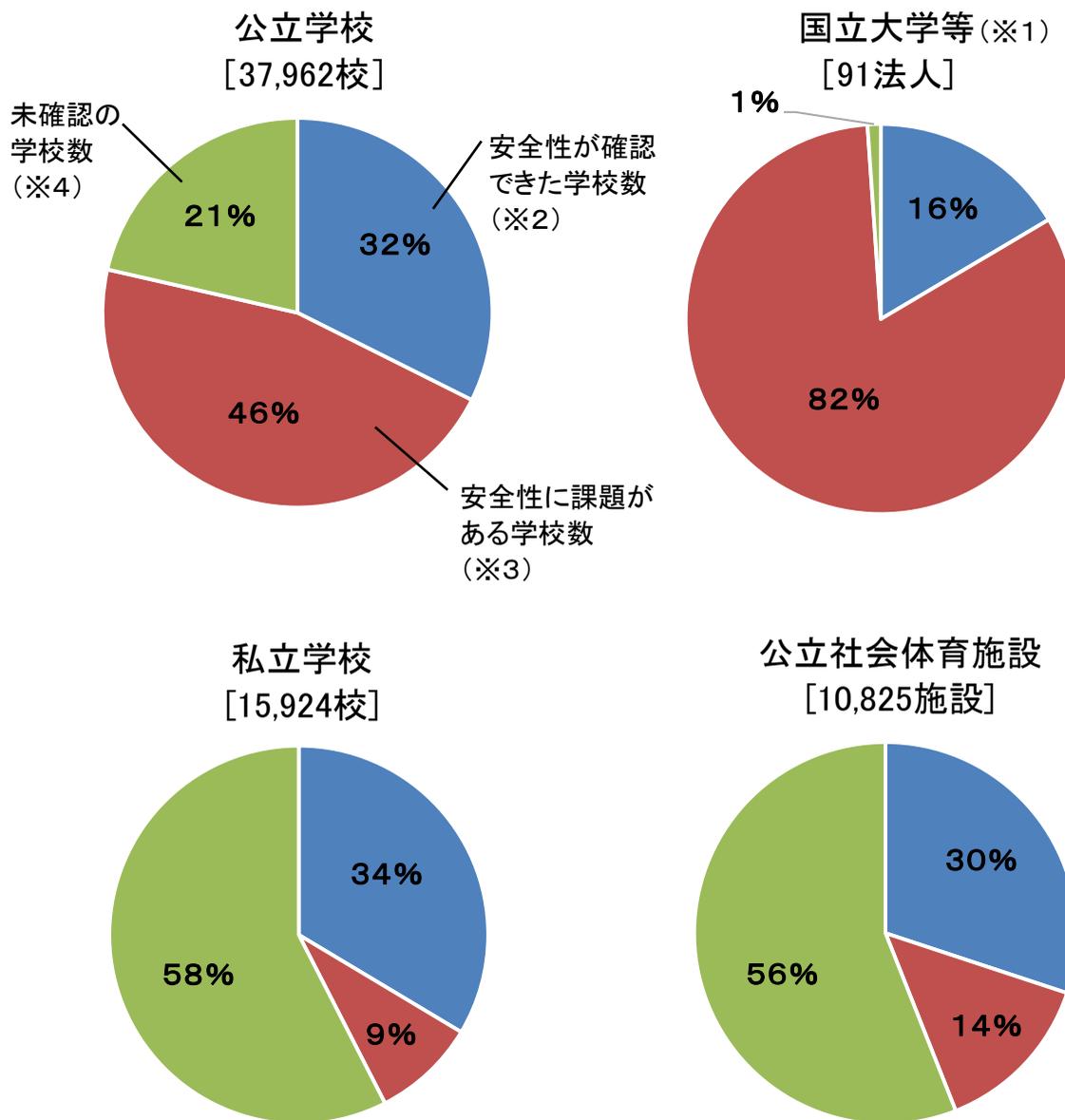


学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急点検の結果

【緊急点検の内容】

建築基準法に基づく法定点検等を実施した結果を基に、災害発生時に、落下・倒壊等により人的被害が懸念される屋根や外壁、内壁、天井等の劣化及び耐震性の有無等について点検。

点検基準日 平成30年10月31日



(※1)
・大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む

(※2)
・「安全性が確認できた学校数」とは、点検項目の全てを点検しており、是正が不要又は是正済みの学校数

(※3)
・「安全性に課題がある学校数」とは、是正が必要な項目又は点検未実施の項目があった学校数

(※4)
・「未確認の学校数」とは、点検が未実施の学校数